

概要版

第2期 度会町 子ども・子育て支援事業計画

子どもたちが輝くまち わたらい
～「お互いさま」で支え合い、自然とともに育つわたらいっ子～



令和2年3月
度会町

1. 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

度会町（以下、本町という）では、平成27年3月に策定した「度会町子ども・子育て支援事業計画」（以下、第1期計画という）の計画期間が令和元年度で満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期度会町子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づくもので、国や三重県の子育て支援に関連する計画や、本町の最上位計画である「度会町総合計画」をはじめ、子どもとまちづくりに関する上位計画や関連計画との整合・連携を図るものとします。

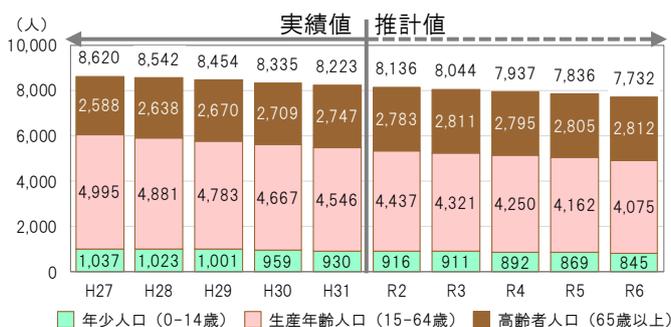
計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間とします。なお、社会・経済情勢の変化や、度会町の子どもと子育てを取り巻く状況、地域の保育ニーズ等の変化に合わせ、必要に応じて見直すこととします。

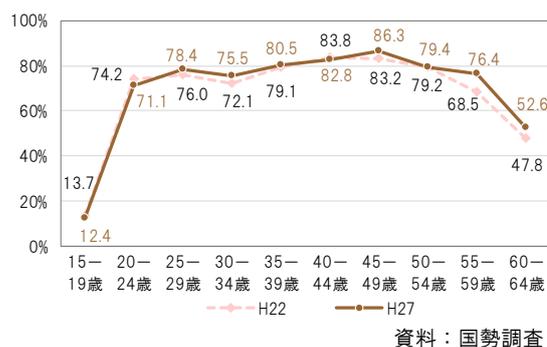
2. 度会町を取り巻く現状

統計データからみる度会町の現状

《年齢3区分別人口の推移と推計》



《年齢別女性就業率の経年比較》



3. 計画の基本的な考え方

計画の基本理念

これまで、本町では第1期計画の基本理念の実現に向け、基本目標を据えるとともに施策の具体的な展開に沿った取り組みを展開してきました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民みんなが、互いに支え合い、助け合い、補い合いながら支援していくことが重要となっています。子どもが成長する過程では、親も学び、それを取り巻く社会もかわっていく、ということを踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を充実する必要があります。

本計画では、これまで進めてきた第1期計画の考え方を継承しつつ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本理念を掲げ、計画の推進を図ります。

まちのみんなで見守り育てる
子どもたちが輝くまち わたらい

～「お互いさま」で支え合い、自然とともに育つわたらいっ子～



基本目標

1

切れ目のない子育て支援体制の充実

子育ての悩みは子どもの成長に応じて変化するため、ライフステージに応じた支援体制や、日頃から気軽に相談できる相談先の整備が重要となっています。また、相談することも難しいと感じている方が少なからずいる中で、相談窓口という場だけでなく、日頃の関わりの中で不安や悩みを打ち明けられるような場の提供も求められています。

平成31年4月より開始された子育て世代包括支援センター事業を中核とし、妊娠・出産から子育て期にかけて、子どもとその保護者に寄り添った、切れ目のない支援を提供していきます。

1 あらゆる世代の子育て不安に対応できる体制の強化

2 親子の健康を維持するための支援体制の強化

3 保護者にも優しい子育て環境づくりの推進



基本目標

2

生きる力を育む教育・保育の環境づくり

女性の社会進出や働き方改革などを背景として、保育に対するニーズは全国的にも高まりつつあります。また、幼児教育は、一人の生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な要素であり、質の高い教育の機会を保障することが、今後の子育て分野において重要な取り組みとなります。

保育ニーズに対応できるよう体制の充実を図るとともに、関係する人や団体の連携による教育環境の整備やまちの特性を活かした学習機会の提供などを通じて、子どもの生きる力を育むための取り組みを進めていきます。

1 多様な教育・保育サービスの充実

2 幼児教育・学校教育の質の向上

3 青少年健全育成の推進



基本目標

3

地域も一緒に子育てを支える仕組みづくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、まわりに頼れる人がおらず、子育てにおいて孤立してしまう方の増加が不安視される中、子どもから高齢者まで、すべての方が地域の中でお互いに支え合う考え方が重要となっています。

保護者同士や多世代間での交流、子育てボランティアによるサポートなどを通じて、地域で暮らす子どもを地域全体で支え合うことのできる仕組みづくりを推進します。

- 1 地域における子育て支援活動の促進
- 2 地域全体で子どもを支える体制づくり
- 3 地域と連携した、安心安全の環境づくり



基本目標

4

誰ひとり取り残さない支援体制の確立

子どもの将来が、その子どもの生まれ育つ家庭の環境や経済状況に左右されることなく、すべての子どもがそれぞれの個性や特性に応じて、平等に保育・教育を受け取ることのできる機会の提供や、生活におけるサポートを推進していくことが求められています。

障がいや虐待等によりケアを必要とする子どもやひとり親家庭など、配慮を必要とする子どもや家庭に対して継続的な支援を行います。

- 1 配慮を要する子どもへのサポートの充実
- 2 児童虐待防止対策の充実
- 3 経済的に困窮している世帯への支援の充実



4. 本計画期間における事業量と確保策

教育・保育の提供区域の設定

市町村は、子ども・子育て支援法に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、計画に記載する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業において「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定することとしています。

本町では、町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を実施します。



幼児期における教育・保育の量の見込みと確保方策

【表の見方】 上段：量の見込み／下段：確保方策

①教育に関する量の見込み

認定区分	事業概要	単位	令和2年度	令和6年度
1号認定（3～5歳）	幼稚園は、教育施設として子どもの生涯にわたる人間形成の基礎を培うことができるように、幼児期の教育にふさわしい環境を整えとともに、子どもの発達に応じた適切な指導を通して、質の高い教育を提供していく。	人/年	3	3
2号認定（3～5歳）		人/年	0	0
			0	0

※1号認定の確保方策については、町外の数値。

②保育に関する量の見込み

認定区分	事業概要	単位	令和2年度	令和6年度
2号認定（3～5歳）	保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施する。	人/年	178	148
		人/年	178	148
3号認定（0歳）		人/年	6	6
		人/年	6	6
3号認定（1・2歳）		人/年	56	58
		人/年	56	58



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【表の見方】上段：量の見込み／下段：確保方策

事業	事業概要	単位	令和2年度	令和6年度
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の保育時間以外の時間に、保育所において保育を実施する。	人/年	37	33
			37	33
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	人/年	80	96
			80	96
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所して、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。	人日 /年	10	9
			10	9
地域子育て支援拠点事業	地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する。	人日 /月	132	130
			132	130
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う。	人日 /年	275	245
			0	245
病児保育事業	病气中で集団保育が困難な児童等を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする。	人日 /年	4	4
			4	4
ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	人日 /年	4	4
			4	4
利用者支援事業	子どもや保護者が、教育・保育や地域子育て支援事業の中から適切なものを選択・利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援や、事業等の利用に関する情報集約・情報提供とともに、関係機関との連絡調整等も行う。	か所 /年	1	1
			1	1
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。	人/年	47	41
			47	41
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。	人/年	2	2
			2	2
妊婦健診	妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施し、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。	人/年	70	61
			70	61

※検診は複数回実施するため、乳児家庭全戸訪問事業と計画値は異なります。

5. 計画の推進に向けて

計画の推進体制

計画の基本理念である「まちのみんなで見守り育てる 子どもたちが輝くまち わたらい」を目指すためには、住民一人ひとりが、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが欠かせません。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、また概要版の配布やホームページ等での内容公表・紹介などに努めます。

また、子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育など、多岐の分野にわたっています。このため、民生委員・児童委員、自治会等の地域組織や関係機関と連携を図り、協働による子育て支援に努めます。さらに、国や県とも連携して、施策を推進します。



計画の進捗管理

本計画（Plan）の所期の達成を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「度会町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、それに対する意見を関係機関や団体などから得て、その後の取り組みの検討を行い、必要がある場合には見直しを行いながら、計画を推進します。



第2期度会町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行年月 令和2年3月

発行 度会町 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋 1215-1
住民生活課 TEL：0596-62-2413 FAX：0596-62-1647